

厚生労働大臣 加藤 勝 信 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

平成 13 年人事院指令 9—25（医療職俸給表(二)の適用について）
の一部改正について

- 1 平成 13 年人事院指令 9—25（医療職俸給表(二)の適用について）の一部を
次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 13 条第 11 号の規定に基づき、次に掲げる医療技術職員を指定する。 一 大臣官房会計課又は国立障害者リハビリテーションセンターの自立支援局の総合相談支援部若しくは国立福祉型障害児入所施設若しくは病院に勤務する心理療法士 二 （略）	1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 13 条第 11 号の規定に基づき、次に掲げる医療技術職員を指定する。 一 大臣官房会計課、 <u>国立児童自立支援施設</u> 又は国立障害者リハビリテーションセンターの <u>自立支援局</u> 国立福祉型障害児入所施設若しくは病院に勤務する心理療法士 二 （略）

2・3 (略)

2・3 (略)

2 この指令は、令和5年4月1日から施行する。